JR東海労ニュース

№1631 2011年11月30日 J R 東海労働組合

『小説労働組合』控訴審不当判決 争点を名誉毀損から時効にすり替え

本日、東京高等裁判所で『小説労働組合』控訴審の不当判決が言い渡されました。

谷川忍こと福原福太郎は『小説労働組合』なるものを執筆・出版し、 嶋田一味らの協力の下、全国各地の知人にばらまき、全国100ヶ所の図 書館に寄贈しました。小説の内容は、故松崎明さんがいかにも労働組合 の中で、業務上横領をしたかのように描き出し、読めば人物の特定がで きるようになっています。しかも、公安警察が捜査をしやすくするため に、この『小説労働組合』が意図的に配布されたことを見ても、JR総 連への弾圧に与したものと言えます。

この裁判は、『小説労働組合』なるものが名誉毀損に当たるとして、2008年12月8日、故松崎明さん、JR総連、JR東労組が東京地方裁判所に提訴した事件です。しかし、今年4月25日不当判決が言い渡され、控訴審においても不当判決が言い渡されました。

裁判の争点は、内容が名誉毀損に相当するか否かではなく、損害賠償請求権の時効(3年)を立証できるか否かにすり替えられました。裁判所の調査で、全国8ヶ所の図書館で、2005年6月7日~11月12日に渡り『小説労働組合』が寄贈されたことが判明しました。時効について、提訴(控訴)側は、図書館に寄贈されたことを知った時(2008年11月初旬)からと主張しました。しかし、被告(被控訴人)側は、2005年6月~7月に寄贈した(これ自体虚偽の証言だが)もので時効が成立していると主張しました。

裁判官は、JR総連を色メガネで見るかのように、結論ありきで裁判を進めてきたのです。この不当判決を許さないために、上告審に向けた議論を行っています。